

受託道路工事費用負担要綱

1 大阪市道路占用規則（昭和 60 年大阪市規則第 73 号以下規則という。）第 22 条に規定する費用の額は次の各号に定めるところによる。

(1) 規則第 18 条第 1 項に基づき占用者が、本復旧工事を施工する場合の本市が行う検査に要する費用（事務検査費）の額

ア. 電柱類並びにタクシー乗り場及びバス停留所の日よけ等

道路種別	単位	事務検査費
舗装道路	電柱類 1 本当り	1,100 円
	ポスト 1 本当り	90 円
砂利道路	電柱類 1 本当り	120 円
	ポスト 1 本当り	40 円

イ. 安全柵、ガードレール

施行延長	事務検査費
5 m 未満	1,800 円
5 m 以上	3,600 円

ウ. 雨水枠及び街路樹根囲石等

単位	事務検査費
1 箇所につき	900 円

エ. ア、イ、ウ以外の場合

復旧面積	事務検査費
5 m ² 未満	2,500 円
5 m ² 以上 10m ² 未満	6,000 円
10〃 20〃	12,000 円
20〃 30〃	18,000 円
30〃 50〃	29,000 円
50〃 100〃	54,000 円
100〃 300〃	72,000 円
300m ² 以上	90,000 円

- (2) 規則第 18 条第 2 項に基づき、本市が本復旧工事を施工する場合の工事に要する費用（工事費及び事務費）の額は別表により積算した額に消費税及び地方消費税額を加算したものとする。
- 2 前項に定める費用の額によりがたい場合は、本市の作成する実施設計の額により算定する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認める場合には第 1 項に定める費用を減免するころができる。
- 4 別表に規定する費用については、規則第 22 条第 3 項により精算した後の費用とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 受託道路工事費用負担要綱（平成 7 年 4 月 10 日付建設局長決裁）は廃止する。
- 3 この要綱施行の際、すでに予納額の確定している工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

<別 表>

1 工事費

番号	工種	型式	単位	単価	
				掘さく部分(円)	影響部分(円)
1	車道舗装	アスファルト舗装	A20-55C	m ²	29,565
2		〃	A15-45C	〃	24,196
3		〃	A10-40C	〃	19,329
4		〃	A08-30C	〃	13,735
5		〃	A08-20C	〃	13,735
6		〃	A08-20M	〃	10,916
7		〃	A05-10M	〃	7,792
8	歩道	アスファルト舗装	AF03-10	〃	7,512
9		コンクリート平板舗装	HF09-10	〃	16,397
10		組合せブロック舗装	NF09-10	〃	13,206
11	車両乗入部	アスファルト舗装	AK05-15	〃	9,577
12		〃	AK10-15	〃	14,123
13		コンクリート舗装	CK10-15	〃	11,036
14		〃	CK15-15	〃	14,075
15		組合せブロック舗装	NK11-15	〃	14,308
16		〃	NK11-25	〃	17,203
17	構造物	街渠コンクリート	CY25	m	10,942
18		歩車道境界ブロック		〃	11,373
19	地先境界ブロック		〃	9,998	—

*アスファルト舗装において表層材料が低騒音舗装であるときは、上記単価に873円を加算する。

*夜間にて工事を施行する場合は、上記単価に1.19を乗じる。

*表に規定のない単価については、その都度算出するものとする。

2 事務費

工事費額	事務費
3,000千円未満	工事費×12%
3,000千円以上 10,000千円未満	(工事費 - 3,000千円) × 10% + 360千円
10,000千円以上	(工事費 - 10,000千円) × 7% + 1,060千円